

事業概要

◆外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）

外国人が日本国内で事業を行う場合、在留資格「経営・管理」の要件を満たすことが求められるが、地方自治体が創業活動計画を確認し、事業の計画が適正かつ確実なものである場合で、6カ月以内に「経営・管理」の要件を満たす見込みがある場合、特例的に在留資格が認められるもの。

スタートアップビザ
(6ヶ月)

6ヶ月以内に「経営・管理」の要件を満たす見込みの者を対象
※**国家戦略特区メニュー**

経営・管理ビザ
(1年～)

①資本金500万円以上
又は常勤職員を2名以上雇用
②事業所確保

現行基準
など

経営・管理ビザ【更新】
(1年～)

上記基準に加え、決算状況等も考慮のうえ更新を許可

現状・課題

外国人起業家にとって6カ月以内に「経営・管理」の要件を満たすのは容易ではなく、スタートアップビザのスムーズな活用に至らない。

【ハードルが高い点】

実際、外国人や担当行政書士の生の声を聞くと・・・

○事業規模基準

- ・入国後間もない外国人起業家が、6カ月以内で、資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用することはハードルが高い。
- ・本市における法人化時の平均資本金額は約250万円。

○事業所存在・確保基準

- ・入国後間もない外国人起業家は信用力が低く、また、財政的負担等からも、事業所の確保が難しい。
- ・海外では個室空間を持たないコワーキングスペース等での起業が主流となっており、仙台市でも起業家はコワーキングスペース等を利用するケースが多いが、当該スペースは事業所に該当せず。

拡充案

スタートアップビザを活用する場合、在留資格「経営・管理」の要件（基準）を初回（1年）に限り緩和する。（右図参照）

地方公共団体が継続的に支援することで、次回の在留資格更新時には、通常の要件を満たすことができるようにする。

特例基準

※初回に限る

- ①資本金**250万円**以上又は常勤職員を**1名**以上雇用
- ②自治体が認定する**コワーキングスペース等を事業所の対象**とする

※スタートアッププログラム実施後も国家戦略特別区域では本特例を設ける

**スタートアップビザのスムーズな活用を促し
外国人による創業の可能性を高める**

